

## 新居浜工業高等専門学校地域連携推進員受入要項

平成17年要項第2号

(趣旨)

第1条 この要項は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）地域連携推進員規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、地域連携推進員（以下「推進員」という。）の受入れに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において「推進員」とは、規程第5条の規定に基づき委嘱された者をいう。

(活動場所)

第3条 活動場所は、本校及び支援活動が実施される場所とする。

(安全等)

第4条 推進員は、安全及び衛生に十分注意を払い、事故等の防止に努める。

(活動支援)

第5条 推進員の活動を支援するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ボランティア保険等に参加し、保険料は本校が負担する。
- (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則等に基づき、旅費を支給する。

(委嘱の取消)

第6条 次の各号に該当したときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 委嘱期間の途中において、本人から辞退の申し出があったとき。
- (2) 第4条に違反したとき。

附 則

この要項は、平成17年6月1日から施行する。